

苫小牧市印刷物の調達における最低制限価格制度試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が行う印刷物の調達において、最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定める。

(対象案件)

第2条 最低制限価格の対象となる案件は、財政部契約課が執行する印刷物の製造請負にかかるすべての入札及び見積合わせとし、苫小牧市印刷物の調達におけるオープンカウンター方式による見積合わせ施行実施要領第3条に規定するオープンカウンター案件（以下「オープンカウンター案件」という。）を含む。ただし、市長が最低制限価格を設定することが適当でないと判断した場合はこの限りでない。

(最低制限価格の設定に係る周知)

第3条 この要領により最低制限価格を設定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を入札通知書、公告等により周知するものとする。

- (1) オープンカウンター案件 最低制限価格を設定した旨
- (2) 前号以外の入札及び見積合わせ 最低制限価格を設定した旨及び設定率

(最低制限価格の算定方法)

第4条 予定価格の10分の7以上かつ予定価格の制限の範囲内である有効な見積書の見積金額の平均額に0.8の係数を乗じて得た額を最低制限価格の設定における基準額とする。基準額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。最低制限価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 前項により算定した基準額が予定価格の10分の7以上、予定価格の10分の9以下の場合 当該基準額
- (2) 前項により算定した基準額が予定価格の10分の9を超える場合 予定価格の10分の9の額

3 前2項の規定にかかわらず、オープンカウンター案件以外の入札及び見積合わせにおいては、予定価格の10分の7の額を最低制限価格とする。当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 最低制限価格は、その決定後に入札書又は見積書の無効、見積りした者の失格等があった場合においても、特別な事情がない限り変更はしないものとする。

(契約の相手方の決定)

第5条 最低制限価格を下回った価格をもって見積もりした者は失格とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって見積りした者があるときは、このうち最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。

3 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって見積もりした者が存在せず、再度の入札又は見積合わせを行う場合、無効又は失格となった者を再度の入札又は見積合わせに参加させないこととする。

(最低制限価格の非公表)

第6条 最低制限価格は、入札及び見積合わせ実施の前後いずれにおいても公表しないものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。